令和８年（フ）第６０２号
福岡市南区長住２丁目21番22―602号　エスポワール長住
破産者　竹村　英将
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０号
鹿児島県曽於郡大崎町横瀬1652番地
破産者　大和　昌博
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６７号
岩手県花巻市東和町小通１区340番地
破産者　平野　キミ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７４号
岩手県花巻市松園町一丁目23番11号
破産者　菅原　和誉
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第８２号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割46番地３、旧住所岩手県盛岡市箱清水１丁目18番７号　有料老人ホーム・セカンドきらら
破産者　上祐　広充
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１２７号
埼玉県越谷市宮本町３丁目43番地　霜越マンションＡ303
破産者　遠藤　俊樹
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
埼玉県越谷市宮本町５丁目219番地13　メルローズ202
破産者　ウォーグ充智子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６８号
埼玉県越谷市花田１丁目33番地14
破産者　佐々木　功
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９号
岐阜県多治見市本町４丁目60番地
破産者　松原　敦史
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第８５７号
福岡市南区皿山４丁目２番３―302号　チェリオセンターワン
破産者　市丸　智恵
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８９号
長崎県大村市富の原２丁目460番地１　ティ・グランⅣ102
破産者　西園　来海
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８０号
福島県郡山市富久山町久保田字我妻53番地の１
破産者　伊藤　彩乃
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
福島県郡山市富田町字上ノ台３番地の２　橋本住宅２号棟
破産者　堀金　忠弘
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
福島県郡山市栄町６番19号　ユニティー・プラスパーⅢＢ棟
破産者　村山　順子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
福島県郡山市日和田町字財ノ木原12番地　バリュージュＣ102号
破産者　松本　拓也
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６２７号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目21番14―103号
破産者　菅澤　奈菜
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０９号
神奈川県藤沢市遠藤3607番地の10　グリーンプラザ03　Ｃ201
破産者　柳澤　太陽
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１６号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地18　ベイルーム星川203号
破産者　谷口　哲明
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番７―501号
破産者　真船　えり
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部